

# 令和3年度 宮城県特定最低賃金改正の申出状況

令和3年7月12日現在

改正・新設・廃止の別	件名・適用業種の範囲	意向表明年月日	申出年月日	申出者(団体名)	ケース	適用事業場数	適用労働者数	合意者数	合意率	備考
改正	宮城県鉄鋼業最低賃金 E22(2211、2251、2252、 229、220を除く)、L7282		R3.7.12	基幹労連 宮城県本部 委員長 青田 浩一	労働協約	16	1,780	758	42.6%	
改正	宮城県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 E28、29、30、L7282	R3.39	R3.7.12	電機連合 宮城県地方協議会 議長 佐藤 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴		276	15,623	7,460	47.8%	
改正	宮城県自動車小売業 最低賃金 I591(5914を除く)、I590、 L7282		R3.7.12	自動車総連宮城地方 協議会 議長 伊藤 貢	公正競争	957	8,320	4,296	51.6%	

2021年7月12日

宮城労働局長  
毛利 正 殿



仙台市  
基幹  
委員長

- 6 - 1  
県

## 申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により、宮城県鉄鋼産業における最低賃金の改定の決定を下記の通り申し出る。

### 記

#### 1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数

1,780名

#### 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満及び65歳以上。

(2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。

(3) 清掃又は片付け業務に主として従事する者。

尚、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能習得中の者」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

- ① 当該業務に従事した経験がない者で、直ちに業務の遂行が期待できない業務について認められること。したがって、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
- ② 職場の内外において、集散的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
- ③ 修得させるべき技能の内容、及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ④ 技能養成を実施する担当者、又は責任者が定められていること。

### 3. 決定を申し出る最低賃金の件名

宮 城 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金

### 4. 申し出の内容

上記2つの基幹的労働者に適用される最低賃金の改訂、決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

### 5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概3分の1以上  
(協約率は758名/1,780名×100=42.6%)に達していること。  
最も低い労働協約の金額 1049円/時間額  
現在適用されている法定最低賃金額 925円/時間額

### 6. 添付書類

- ① 労使による最低賃金に関する協定書
- ② 申告代表者に対する委任書
- ③ 宮城県下における鉄鋼業の事業者数と労働者の概要

以上

## 申出に関する合意及び申請代表者に対する委任書

最低賃金の設定申請を行うことに関して合意し、申請にかかわる事項一切を下記1の者に委任します。

1. 申請代表者 基幹労連 宮 城 県 本 部  
委員長 青 田 浩 一

2. 合意者

2021年7月2日

組合名	住所	合意者
基幹労連 J F E 労働組合	宮城県仙台市宮城野区 港1丁目6番地1号	委員長 青沼 勝則
基幹労連 東北労働組合	宮城県柴田郡村田町 大字村田字西ヶ丘23	委員長 青田 浩一
基幹労連 日鏡 仙台労働組合	宮城県仙台市宮城野区 港1丁目3番地1号	支部長 坂本 徹

令和3年(2021年)7月12日

宮城労働局  
局長 毛利 正 殿



仙台 12-7  
電 協 藤

仙台市 台4-2-76  
JA 県連絡会  
藤 俊

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

7,460名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じて主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る)を営む使用者に使用されている労働者。

15,623名

3. 改正を申し出る最低賃金の件名

「宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

## 5. 申出の理由

- (1) 申出産業は、宮城県における基幹産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトも高く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きい。また、非正規労働者を含めた申出産業で働く労働者全体の賃金の底支えをはかることにより生活の安定に寄与する。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (3) 宮城県、他特定産業別最低賃金（鉄鋼業、自動車小売業）との格差是正を求めるものである。
- (4) 申出産業に現在適用されている法定特定最低賃金額

時間額 864円（令和2年（2020年）12月20日発効）

尚、賃金格差存在についての疎明資料は別添資料の通りである。

## 6. 添付書類

- ・ 改正に合意する者の事業所と適用労働者数の一覧
- ・ 労働協約の写し
- ・ 最低賃金必要性の決議書
- ・ 疎明資料

以 上

## 宮城県特定(産業別)最低賃金改正申し出に係る疎明資料

『宮城県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』

\*厚生労働省【令和元年(2019年)賃金構造基本統計調査結果(初任給)】

性別	都道府県	高卒初任給	時間額換算(月:160h)
男女計	宮城県	164,100円	所定内労働時間160hとする 1,026円/h

産業分野 企業規模(10人以上)	年齢 所定内給与(男女計)	時間額換算(月:160h)
E28: 電子部品・デバイス・電子回路 製造業	19.5歳 167,700円	所定内労働時間を160hとする 1,048円/h
E29: 電気機械器具製造業	19.4歳 183,900円	所定内労働時間を160hとする 1,149円/h
E30: 情報通信機械器具製造業	19.0歳 163,500円	所定内労働時間を160hとする 1,022円/h

\*〈資料出所〉厚生労働省賃金構造基本統計調査 令和元年賃金構造基本統計調査(宮城県)  
令和2年(2020年)3月31日公開

\*令和2年度(2020年)宮城県特定産業別最低賃金

『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』の法定産業別最低賃金額は864円/hである。宮城県内の新規高卒初任給や企業規模10人以上製造業)と比較しても、賃金格差は、依然として大きい。

【宮城県における賃金、調査産業計(令和3年(2021年)2月分、所定内給与パート労働者含む)】

事業所規模	所定内給与	時間額換算
5人以上	229,272円/月	所定内労働時間を160hとして 1,433円/h

〈資料出所〉みやぎの雇用と賃金(宮城県公式ウェブサイト)

\*大手・中小零細企業も含めた電機産業に働くすべての労働者の賃金の底上げ・底支えを図り、継続的な発展を支える優秀人材の確保や今後の経済成長・社会への貢献と新たな雇用創出、宮城県の他2業種特定最低賃金(鉄鋼業・自動車小売業)との賃金格差是正を図るべきである。

以上

宮城労働局長  
毛利 正 殿



令和3年 7月12日

宮城県自動車小売業労働者  
議長 伊藤 真 谷地 ？

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

#### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

「宮城県において自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者」

#### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

宮城県自動車小売業最低賃金

#### 3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 4. 申し出の理由

(1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該産業別最低賃金の用を受けるべき労働者の概3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

(2) 申し出産業は、労働者数、工場出荷額、生産台数（売上高、販売台数）などからみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用、消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。



[添付資料]

宮城県における自動車小売業の事業所数と、労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 宮城県における自動車小売業の事業数と、労働者の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業	957事業所	8,320人

2. 1のうち、最低賃金の必要性に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	労働者数
労使協定	5	1,557人
機関決定	14	2,739人
合計	19	4,296人

## 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	16 ( 19 )	1,780 ( 1,987 )
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	276 ( 365 )	15,623 ( 14,694 )
自動車小売業	957 ( 1,638 )	8,320 ( 12,021 )
産業別最低賃金合計	1,249 ( 2,022 )	25,723 ( 28,702 )

令和 2 年 12 月 1 日現在の集計数である。

平成 28 年経済センサス活動調査を基に推計したものである。

カッコ内は前年の数字である。

# 令和2年度 最低賃金審議状況一覧表(地域・特定最賃決定までの経過)

宮城労働局

## 1 最低賃金審議会 本審

件名	審議会等回数			
	第1回 2.7.3(公開)	第2回 2.7.29(公開)	第3回 2.8.20(公開)	第4回 3.3.25(公開)
本審議会	① 会長等選出(会長赤石委員・会長代理工藤委員) ② 宮城県最低賃金の改正決定の諮問 ③ 最賃審議会令6条5項の取り扱いについて ④ 最低賃金専門部会の設置及び廃止について ⑤ 令和2年度特定最低賃金の審議状況について ⑥ 特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について ⑦ 特定最低賃金必要性の有無の審議について ⑧ 令和2年度最低賃金の周知に係る取組状況について ⑨ 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について ⑩ 審議にあたっての資料説明	① 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達 ② 令和2年度宮城県最低賃金の審議に臨む労使委員の基本的主張 ③ 最賃法第25条に係る関係者からの意見聴取(全労協、県労連から1名ずつ聴取) ④ 宮城県特定最低賃金の適用労働者数等について ⑤ 宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)	① 審議会意見に対する異議申出について諮問→棄却答申 ② 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について資料説明 ③ 同答申(3業種とも必要性あり) ④ 特定最低賃金改正決定の諮問	① 特定最低賃金の審議状況について ② 最低賃金の周知に係る取組状況について ③ 令和3年度 宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について ④ 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について

## 2 地域別最低賃金専門部会

県	最賃	審議会等回数			
		第1回 2.7.29	第2回 2.7.30	第3回 2.7.31	第4回 2.8.3
宮城	諮問 2.7.3 答申 2.8.3 時間額 825円 引上げ額 時間額 1円 官報公示 2.8.31 発効日 2.10.1 (指定日)	① 部会長等の選出(部会長赤石委員・部会長代理工藤委員) ② 宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程について ③ 宮城県最低賃金専門部会の公開について ④ 賃金改定状況調査結果説明 ⑤ 宮城県最低賃金の改定審議資料説明 ⑥ 令和2年賃金実態調査結果説明 ⑦ 金額審議	① 金額審議	① 金額審議	① 金額審議 ② 合意 全会一致 答申

適用使用者数 73,018事業場  
適用労働者数 909,900名

## 3 特定最低賃金専門部会

鉄鋼業	諮問 (2.8.20) 答申 (2.10.9) 時間額 925円 引上げ額 時間額 2円 官報公示 2.11.10 発効日 2.12.15 (指定日)	第1回 2.10.6 ① 部会長等の選出(部会長工藤委員・部会長代理北川委員) ② 専門部会運営規程について ③ 専門部会の公開について ④ 意見聴取の取り扱いについて ⑤ 賃金実態調査結果報告について ⑥ 労使の基本的主張について	第2回 2.10.7 ① 金額審議	第3回 2.10.9 ① 金額審議 ② 合意 全会一致 答申	適用使用者数 19事業場 適用労働者数 1,987名
電子回路、品・電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	諮問 (2.8.20) 答申 (2.10.22) 時間額 864円 引上げ額 時間額 2円 官報公示 2.11.20 発効日 2.12.20	第1回 2.10.2 ① 部会長等の選出(部会長北川委員・部会長代理鈴木委員) ② 専門部会運営規程について ③ 専門部会の公開について ④ 意見聴取の取り扱いについて ⑤ 賃金実態調査結果報告について ⑥ 労使の基本的主張について ⑦ 金額審議	第2回 2.10.5 ① 金額審議	第3回 2.10.8 ① 金額審議	適用使用者数 365事業場 適用労働者数 14,694名
自動車小売業	諮問 (2.8.20) 答申 (2.10.23) 時間額 891円 引上げ額 時間額 1円 官報公示 2.11.24 発効日 2.12.24	第1回 2.10.1 ① 部会長等の選出(部会長赤石委員・部会長代理内藤委員) ② 専門部会運営規程について ③ 専門部会の公開について ④ 意見聴取の取り扱いについて ⑤ 賃金実態調査結果報告について ⑥ 労使の基本的主張について ⑦ 金額審議	第2回 2.10.5 ① 金額審議	第3回 2.10.12 ① 金額審議	適用使用者数 1,638事業場 適用労働者数 12,021名



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

報道関係者 各位

令和3年8月5日  
宮城労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 佐藤 一司  
地方賃金指導官 小嶋 秀樹  
電話 022(299)8841

### 令和3年度宮城県最低賃金の改正答申について ～ 28円引上げ（引上げ率3.39%）～

宮城地方最低賃金審議会（会長 工藤<sup>くどう</sup> 農<sup>あつし</sup>）は、本年6月29日、宮城労働局長毛利 正から「宮城県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、宮城県最低賃金専門部会を設置し調査審議を重ねてきましたが、同審議会は、8月5日に結論をまとめ、宮城労働局長に対し「時間額853円」に改正することが適当である旨の答申を行いました。

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続きを経て、宮城県最低賃金が決定されることとなります。（発効予定日 10月1日）

#### 参考

令和2年度は、7月5日諮問、8月5日答申、10月1日発効。

#### 参考資料

宮城県最低賃金の推移（表、グラフ）

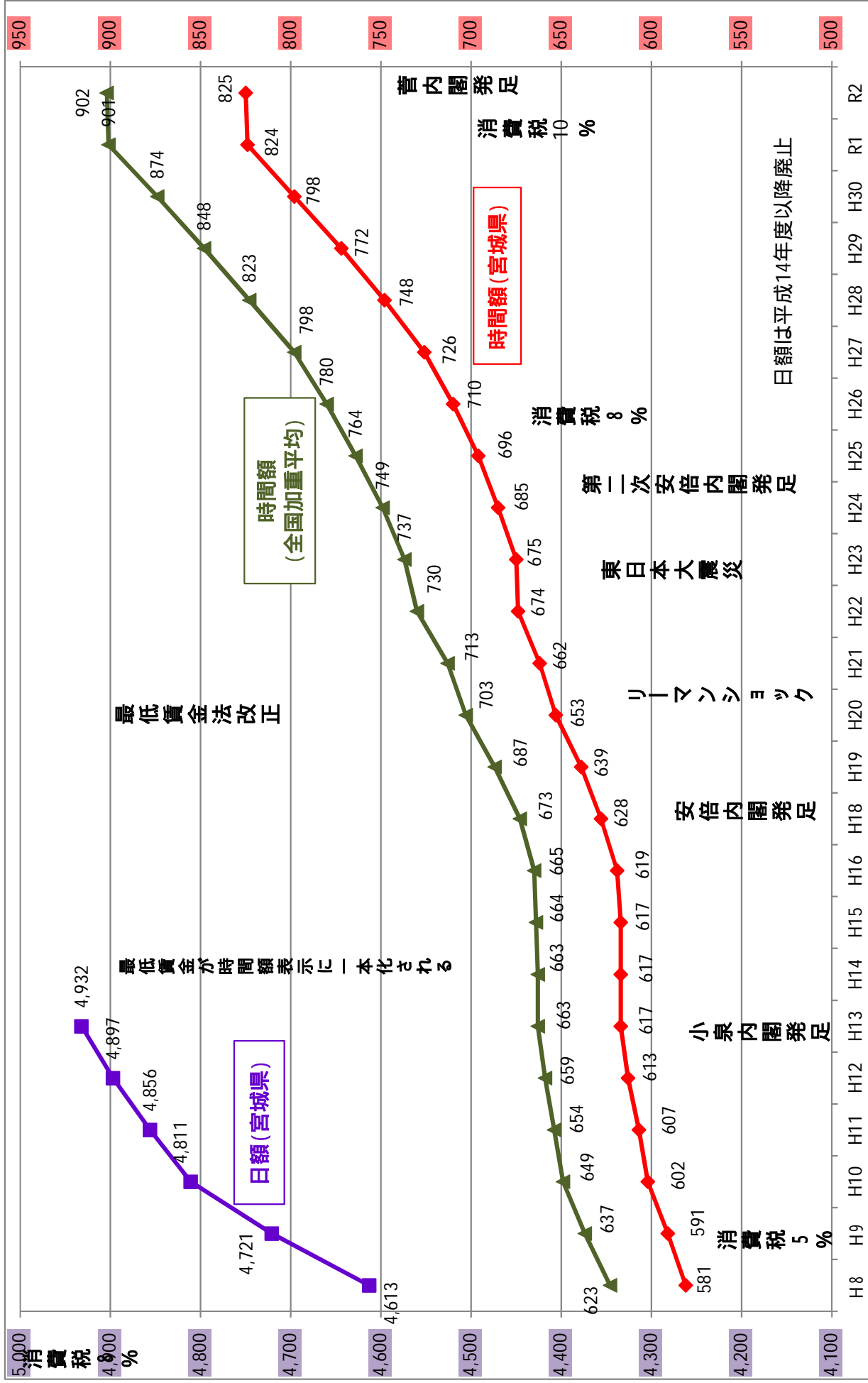
## 宮城県最低賃金の推移

年度	日額(円)	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
H9	4,721	591	10	2.34	10月1日
H10	4,811	602	11	1.91	10月1日
H11	4,856	607	5	0.94	10月1日
H12	4,897	613	6	0.84	10月1日
H13	4,932	617	4	0.71	10月1日
H14		617	0	-	10月2日
H15		617	0	-	
H16		619	2	0.32	10月1日
H17		623	4	0.65	10月1日
H18		628	5	0.80	10月1日
H19		639	11	1.75	10月20日
H20		653	14	2.19	10月24日
H21		662	9	1.38	10月24日
H22		674	12	1.81	10月24日
H23		675	1	0.15	10月29日
H24		685	10	1.48	10月19日
H25		696	11	1.61	10月31日
H26		710	14	2.01	10月16日
H27		726	16	2.25	10月3日
H28		748	22	3.03	10月5日
H29		772	24	3.21	10月1日
H30		798	26	3.37	10月1日
R1		824	26	3.26	10月1日
R2		825	1	0.12	10月1日
R3		853	28	3.39	10月1日

日額廃止

# 宮城県最低賃金の推移

単位:円



5,000  
消費税  
4,900 %  
4,800  
4,700  
4,600  
4,500  
4,400  
4,300  
4,200  
4,100

950  
900  
850  
800  
750  
700  
650  
600  
550  
500

最低賃金が時間額表示に一本化される

最低賃金法改正

時間額  
(全国加重平均)

時間額 (宮城県)

消費税 8 %

消費税 10 %

第二次安倍内閣発足

東日本大震災

リーマンショック

安倍内閣発足

小泉内閣発足

日額は平成14年度以降廃止